

令和 7 年度 高等学校等就学支援金および臨時支援金の申請手続について

標題の件、高等学校等就学支援金及び臨時支援金の申請手続につきまして、ご案内申し上げます。

この制度は、国公立を問わず高等学校等の授業料の支援として支給される返済不要の国の支援制度です。

今年度については、全ての方が就学支援金もしくは臨時支援金の対象となりますので、**全ての方が必ず申請手続を進めてください**。なお、オンライン申請については本校ホームページに掲出する申請マニュアルを参照しながら、就学支援金オンライン申請システム e-Shien(※)にてオンライン申請手続を進めてください。

また、就学支援金および臨時支援金については、申請が必要な制度でありますので、申請をしなければ支援を受けることができません。制度の趣旨をご理解の上、くれぐれも申請漏れのないようにご注意ください。

※e-Shien ログインページ…<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



e-Shien オンライン申請マニュアル…<https://www.senshu-u-matsudo.ed.jp/news/nid00000566.html>



記

<受給資格>

市区町村民税の課税標準額×6% －市区町村民税の調整控除の額*1	世帯収入の目安	受給対象	年額（最大）
304,200 円以上	約 910 万円以上	臨時支援金 (就学支援金対象外)	118,800 円
154,500 円以上、304,200 円未満	約 590 万円～約 910 万円	就学支援金	118,800 円
154,500 円未満	約 590 万円未満	就学支援金	1 年生…396,000 円 2・3 年生…327,600 円

*1 保護者等(生徒の親権を行う者等)の合算により判定されます。政令指定都市の場合は「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算。

例：令和 7 年 4 月～6 月まで就学支援金を月額 9,900 円受給し、7 月以降の申請で所得制限になった場合
→7 月以降は臨時支援金を 89,100 円受給することになり、合計年額 118,800 円となります。

<申請手続について>

提出書類

○全ての方が情報連携依頼書の提出が必要です。

→配布された情報連携依頼書に必要事項を記入し、封をしたうえで 9 月 30 日(火)に教室にて回収となります。担任の先生へご提出ください。

オンライン申請～e-Shien によるオンライン申請～

① 令和 7 年 6 月現在、就学支援金を受給していない方

(※高校 1 年生で 4 月申請分が不認定となり、7 月以降改めて申請する場合はこちら)

→就学支援金オンライン申請システム e-Shien での申請が必要です。

e-Shien へログインし、9 月 30 日(火)までに「意向登録」→「受給資格認定申請」→「臨時支援金意向登録」をお済ませください。※本校ホームページに掲出されるオンライン申請マニュアル「新規申請編」を参照してください。

なお、ログイン ID とパスワードを紛失してしまった場合は、事務室まで大至急ご連絡ください。

② 令和7年6月現在、受給資格認定を受けている方のうち、

マイナンバーを直接入力して申請した方

→手続は原則的に(※1)ありません。

自動で継続手続されますので、ご家庭での e-Shien 手続きはありません。
(情報連携依頼書のみ提出していただければ、手続完了です。)

※1 婚姻・離婚・死別等で保護者に変更があった場合や、転居や海外赴任等によって 2024 年 1 月 1 日から 2025 年 1 月 1 日までの間に課税地の変更があった場合(例: 柏市から松戸市、海外から市川市、船橋市から海外など)、保護者等の情報変更手続が必要です。9/30(火)までに e-Shien より『保護者等情報変更届出』をお願いいたします。(本校ホームページに掲出されるオンライン申請マニュアル「変更手続編」を参照してください。)

マイナポータルを利用して自己情報を提出・認定申請した方

→e-Shien にて継続意向登録が必要です。

9 月 30 日(火)までに各自オンライン申請をお願いいたします。

各ご家庭にて e-Shien へログインし、9 月 30 日(火)までに「継続届出」→「収入状況届出」→「臨時支援金意向登録」をお済ませください。※本校ホームページに掲出されるオンライン申請マニュアル「継続届出編」を参照してください。

なお、ログイン ID とパスワードを紛失してしまった場合は、事務室まで大至急ご連絡ください。

③ 就学支援金および臨時支援金を申請しない場合

→ 本校事務室までお電話ください。

<就学支援金および臨時支援金の受領について>

本校では支給対象者の方も一旦授業料等学費を納入していただき、後日、決定した就学支援金相当額をまとめてご返金する予定です。

※例年、返金は二回に分け 10 月頃と 2 月頃を予定していますが、今年度については申請開始が遅れた影響で、支給時期も遅れる可能性がありますのでご了承ください。

なお、臨時支援金の支給時期は年度末(令和 8 年 3 月)以降になる可能性があります。

<その他>

- ・税の申告を行っていない場合は所得確認ができず、支給額決定の遅れの原因となります。事前に申告手続きを行うようお願いいたします。
- ・年度の途中でも婚姻・離婚や死別による保護者(親権者)等の変更や税の更正によって、支給対象となる場合があります。また、支給額が変更になる場合や対象外になる場合もありますので、必ず事務室にご連絡ください。
- ・この件に関するお問い合わせは事務室窓口または下記へご連絡ください。

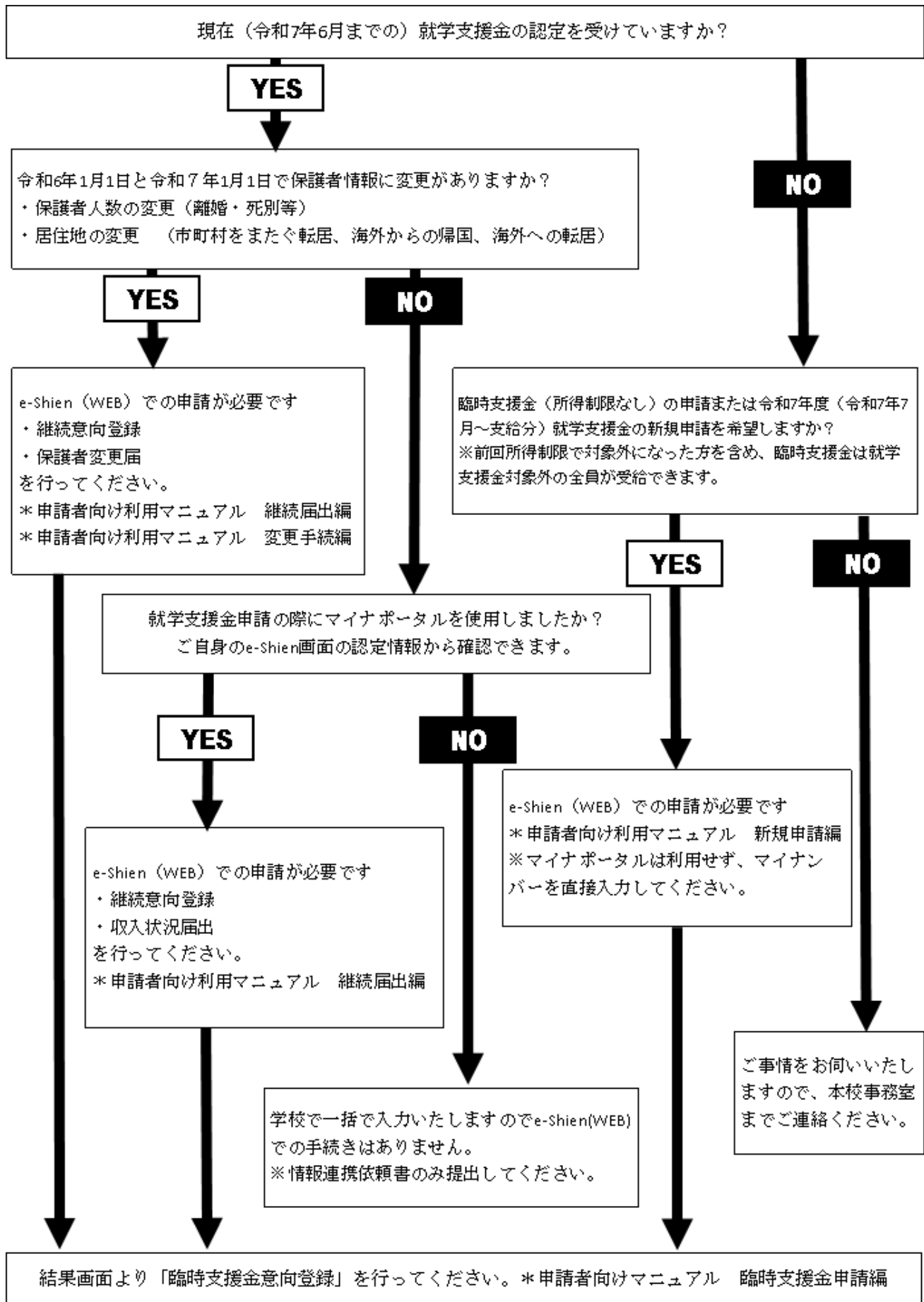
専修大学松戸高等学校 事務室 TEL047(362)9101 (代) 担当: 古川・大岡

以上

<参考資料>

次ページ以降に参考資料として、「申請手続フローチャート」と「情報連携依頼書の記入例」を掲出していますので、ご確認ください。

<申請手続フローチャート>



<情報連携依頼書の記入例>

表面

全員記入してください。

●居住地の記載について

2025年1月1日時点の課税地を記入してください。

(例：千葉県 松戸市)

同時点で海外にお住まい、または赴任などで保護者が海外にあり、日本国内に課税地がない場合は、**滞在国内名**を記入してください。

(例：中国、アメリカ など)

学校記入欄 →

高等学校等就学支援金の認定に伴う各種補助金に係る情報連携依頼書

千葉県知事 様

千葉県及び高等学校等が行う各種補助金（千葉県私立高等学校等に係る高校生等臨時支援金、千葉県私立高等学校入学金軽減事業、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金）の認定等のために、高等学校等就学支援金の支給の判定結果（判定に用いる算定基準額を含む。）を利用されることに同意します。

※ 各種補助金の認定等（支給要件の確認、対象者の絞り込み等）については、該当するものに限ります。
 なお、上記チェックがない場合、各種補助金の申請に当たり、通常の申請書等に加えて、課税証明書等の書類を御提出いただく場合があります。

学校	名称等	専修大学松戸高等学校（令和 年 月 日入学）		
	種類・課程・学科・学年等	高等学校 全日制 普通科 年 組 番		
生徒	ふりがな	太枠内記入		
	氏名			
	生年月日			
家庭	住所（※都道府県から）			

過去に別の高等学校等に在学していたことがありますか？ いいえ はい → 別紙に御記入願います

保護者等の署 どちらかにチェックを忘れずに 給額の判断基準となる者のことを指します。
 ※原則として親権者全員の税額等により審査を行います。親権者がいない等の事情があり、記入すべき内容（e-Shienへの登録内容と一致。）について判断がつかない場合は、在籍する学校へ御相談ください。

ふりがな	生徒との続柄		
氏名	生年月日	西暦 年 月 日	
2024年1月1日時点の居住地 例：千葉県千葉市	2025年1月1日時点の居住地 例：千葉県千葉市	太枠内記入	
ふりがな	生徒との続柄		
氏名	生年月日		
2024年1月1日時点の居住地 例：千葉県千葉市	2025年1月1日時点の居住地 例：千葉県千葉市		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

裏面

過去に別の高等学校に在籍していた方のみ記入が必要です。

学校記入欄 →

【別紙】
過去に高等学校等を進学や転学したことがある場合は、以下にその時の状況を記入してください。

学校名	在学期間	学校の種別・課程・学科	令和7年度における実務上親権者である親権者の居住地支基金の受給状況
学校	年 月 日 ~ 年 月 日	種別 課程 学科	受給状況
空	年 月 日 ~ 年 月 日	種別 課程 学科	受給状況
空	年 月 日 ~ 年 月 日	種別 課程 学科	受給状況
空	年 月 日 ~ 年 月 日	種別 課程 学科	受給状況
空	年 月 日 ~ 年 月 日	種別 課程 学科	受給状況

過去に別の高校等に在籍したことがある場合のみ、記入してください。

※表面で「はい」にチェックした方のみ記入

→ 「いいえ」の場合は記入なし